

北九州市からの北九州港における港湾区域の変更に係る同意申請について
(2回目)

1. 日 時

令和5年1月31日(火) 10:40～10:50

2. 場 所

WEB審議

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘(会長)、和田貴志(会長代理)

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 渡真利、本間、宮田、佐藤、山本、吉元

4. 議事概要

- 令和5年1月24日(火)の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、国土交通大臣の同意にあたっての港湾法上の要件を満たすことともに、変更に伴う影響が生じうる関係機関との協議を経ており、かつその影響も限定的と考えられることなども確認されたため、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定した。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。